



わがまちの歩みを知り、次の世代につなぐ
協働社会の実現に向けて——

「新」市史の編さん進む!



ぎふメディアコスモスと
旧岐阜大学病院(右)



昭和50年から現在までの歩み

現在の岐阜市史は、原始・古代から昭和50年代前半までを13巻にまとめて、発行しています。これ以降の岐阜市は、市制100年、大還暦となる市制120年を迎える中で、快適性、利便性、安全性を備えた高度な都市機能を有する県都として発展してきました。

これらの歩みを振り返り、我がまちの魅力を再発見し、住むまちを愛し、また、先人の知恵と経験に学び、新たな岐阜市を皆さんで創っていくことを目的に「新」岐阜市史を編さんします。

「新」市史は政治、経済、行政の歴史だけではなく、市民協働によるまちづくりや地域の担い手の活動を盛り込むとともに、生涯学習や学校教育等にも活用しやすいよう分かりやすい記述と写真等を多く取り入れて編さんします。

「新」市史の 編さん資料に

写真

ポスター・チラシ

大募集中!

まちの移り変わりを写真で振り返る
「写真編」を編さんします。

明治22年の市誕生以降に撮影された写真(自然や景観、学び、暮らし、ファッション、まち並み、地域の祭り等)、ポスターやチラシを募集しています。お借りできる写真等がありましたら、社会教育課(☎214-2365)までご連絡ください。

岐阜市史の刊行予定

史料編 現代Ⅱ

第1巻 平成28年度

行政文書、統計

第3巻 平成29年度

まちの移り変わりや伝統文化等の写真集、自然・祭り等の映像

第2巻 平成30年度

便覧、年表

通史編 現代Ⅱ

第1巻 平成30年度

第1部 総論

第1章 社会構造の変容と岐阜市

第2章 市政の展開

第2部 各論

第1章 地域の暮らしと経済

第2章 都市計画とまちづくり

第3章 市民主体のまちづくり

第4章 持続可能な社会づくり

第5章 安全・安心のまちづくり

第6章 子育てから人づくりへ

第7章 行政経営と議会のあゆみ



跡もあるが、8～9
寺(815年)などの
初期に二階堂行政
室町後期には土岐氏の
山、長良、大桑(山県市)と移
転した後、斎藤道三と織田信長によって岐阜城と城
下町が造られた。信長が井口を岐阜と改めて岐阜城
に入った1567年から、2017年には450年となる。

関ヶ原の合戦で岐阜城が落城した後、岐阜町は
幕府領から尾張藩領となり、代官所、長良川役所が
おかれた。南には加納城(1602)と中山道加納宿、
北西に黒野城(黒野藩は1595～1610年)がおかれ
る。こうした歴史的な遺産は、現代のまちづくりの基盤と
なって見直され、引き継がれる。



写真1-1-1

明治4年(1871)に岐阜県がおかれて県庁所在地
(明治6年)となり、明治22年(1889)7月に全国になら
って市制が施行される。柳ヶ瀬(金津遊廓許可)、東海
道線の岐阜駅(当初は加納停車場、ともに明治21年)
と市街地が南下して、加納と連担するようになる。

明治24年10月28日、国内の内陸直下型では最
大の濃尾大震災で壊滅的な被害を受けたが、金華
地区の川原町(旧中川原地区で、現在の湊町、玉

井町、元浜町)や木挽町、山口町などは火災を免れ
て、江戸時代の町家が残った。さらに、昭和20年
(1945)年7月9日の岐阜空襲で、再び市街地の多く
が灰じんに帰したが、南側の絵構の堀ではほぼ延焼を
免れた金華地区や、加納の新町・柳町には明治か
ら戦前までの町並みが被害を避けることができた。

金華の和紙や木材、提灯、副蚕糸、加納の和傘
などの伝統産業は戦後に入ると衰退し、こうした歴史
的な地区も多くは住宅街となり、建物の建て替えも進
んできた。

日本の建築基準法や都市計画法では、景観に
ついては人によって異なる主観的な要素があるとして、
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置
法(古都保存法)や文化財保護法の重要伝統的
建造物群保存地区(以下「伝建地区」という。)に指
定された都市を除いて、歴史的な景観の保存には必
ずしも積極的ではなかったといえる。川原町では「旧中
川原町並調査」(市教育委員会 1981年)の報告
書が作られているが、伝建地区を前提とするものではな
かったとふれられている。平成元(1989)年に商業地
区となっていた金華の靱屋町で高層マンションの計画
が起こり、周囲の歴史的な町並みとはそぐわないのでは
ないかという声が挙がった。この頃、青年会議所(JC)の
まちづくり活動や、岐阜祭りでの神輿の復活、岐阜大
仏フェスティバルなど、まちづくりへの動きが起こってきた
ことを背景として、「金華のまちづくり協議会」が発足した。

岐阜市も「金華のまちづくり」「地域住宅計画
(HOPE計画)」で、ルールや町家モデル「都市景観
条例」(平成7年)で、高層建築物についても事前協
議の制度を定めた。建築士などの専門家による「金
華まちづくり研究会」



市史編さん専門委員会の様子